

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 所定外労働時間の削減のための措置の実施

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 30 年 4 月～ 部署ごとに問題点の抽出、検討
- 平成 30 年 10 月～ 業務効率化の検討
- 平成 31 年 4 月～ 所定外労働時間削減のための具体的な行動実施

目標 2 平成 34 年 3 月末までにひとりあたりの年次有給休暇の平均取得率を 30%以上とする

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 29 年 4 月～ 年次有給休暇の計画的付与制度の導入検討
- 平成 30 年 4 月～ 年次有給休暇の計画的付与制度の実施
- 平成 30 年 4 月～ 取得率の低い部署に対する問題点の抽出と検討
- 平成 31 年 4 月～ 社内に対しての働きかけと啓発活動の実施
- 平成 34 年 4 月～ 一人あたりの年次有給休暇、年間取得率 30%